

農林水産省との意見交換に係る質問事項 (林業分野) について

I 森林管理について

1. 森林のモニタリングについて

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「今後、森林・林業施策の評価・立案や、データの分析・活用を行う上で更なる調査が必要と判断された場合にあっては、モニタリング調査の定点観測プロットの追加や調査内容の収集データ対象を拡充することについて、検討するなどモニタリング調査の充実強化を図るべきである。」【平成20年度中検討・結論】とされたが、現在の取り組み状況を教示願いたい。

(回答)

平成20年度で全国的に2巡目の調査が完了することから、現在、学識経験者等により、調査結果の集計方法や時系列的分析の手法について検討を行っているところであるが、この中で調査項目の加除等についても検討を行い、3巡目の調査が、より適切なものとなるよう努めているところである。

(2) 海外においては、どのようなモニタリング調査を実施しているのか、具体例とともに教示願いたい。

(回答)

別紙のとおり。

(3) モニタリング調査結果をどのように活用しようとしているのか、教示願いたい。

(回答)

森林資源モニタリング調査は、森林簿では十分に把握されていない下層植生や生物の多様性に関するデータも含め、時系列でその変化を分析することが可能となる重要な調査と認識しており、国際的な検討作業や森林計画に基づく施策のより効率的・効果的な運用・実施等に活用し、我が国における持続可能な森林経営の推進に役立てていく考えである。

(4) 現在実施されているモニタリング調査では、定点観測プロットの間隔を4km毎にしているが、そもそも4kmとした根拠とともに、モニタリング調査の充実強化のためには、定点観測プロットはどの程度であれば十分だと考えているのか、教示願いたい。

(回答)

我が国の森林は、冷温帯から亜熱帯まで多様な森林が存在しており、また植生の種類も極めて豊富である。これらのことから、学識経験者等による検討において、プロット数の設定にあたり、森林を適切に把握できるレベル(統計的に誤差率が5%以内)とすることが必要とされ、4kmメッシュとした場合の誤差率が4.3%と試算されたこと。また、系統抽出法を採用しているほとんどの国において、格子状に測定プロットを配置し、その間隔を4km前後としていること。これらのことから、精度を維持し、必要かつ効率的なモニタリング調査を実施するために必要な間隔として4kmを採用することとしたものである。

2. 森林の機能区分について

(1) 森林・林業基本計画においては、森林の機能を、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分しているが、そもそも3つに機能区分をした理由及び目的、法的根拠を教示願いたい。

(回答)

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止などの多面的な機能を有しており、濃淡はあるが、重量的にこれらの機能を発揮している。特に、我が国は狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁していることから、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多い。

このため、個々の森林の取り扱いについて自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備・保全を進める必要があることから、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿を明らかにし、森林所有者はもとより地域住民等の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備及び保全を進める上での指針とするものとして、3つの重視すべき機能に区分したものである。

区分にあたっては、

- ① 水源かん養機能と山地災害機能を発揮させる森林整備は、森林土壌の維持向上や下層植生の発達を図ることとしており根系の発達という共通事項があり、いずれも当面、既に造成された人工林や若齢の天然林に係わる取り扱いとして、非皆伐等伐採面積の縮小や長伐期化等類似点が見られること。また、流域の保全としての捉え方が出来ること。「水土保全」を重視する森林整備)
 - ② 生活環境保全機能と保健文化機能を発揮させる森林整備は、諸被害の防止、利用や保護を目的とするものなど、多様な形態があるが、景観形成や多様性の保全等のためには、当面、一斉人工林が整備されてきた現状においては、一斉単層林の異樹種の導入による複層林化や花木等広葉樹の導入等樹種構成に留意した施策が必要であり、当面の森林の取り扱いに類似点が見られること。また、社会的なニーズの影響が強いものであること。「森林と人との共生」を重視する森林整備)
 - ③ 木材等生産機能は、①②とは違い、森林の経済的機能に着目したものであり、投資の効率化等特に効率的な森林整備を進める必要があること。「資源の循環利用」を重視する森林整備)
- 等、当面必要となる施策の類似性、近年の森林の果たす役割に対する期待への高まり等を勘案し、尾根や沢などの地形界等により、一定のまとまりをもって、重視すべき機能に応じて「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに区分することとしたものである。

なお、平成13年の森林法改正において、重視すべき機能に応じたきめ細かな施策を推進するため、

- ① 全国森林計画にあつては「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」(森林法第4条第2項第3号の3)を、
- ② 地域森林計画にあつては「公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」(森林法第5条第2項第4号の3)を、
- ③ 市町村森林整備計画にあつては「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施策の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」(森林法第10条の5第2項第6号)をそれぞれ計画事項としたところである。

(2) 当該3区分には、それぞれ木材供給量の目標値が設定されていると了解しているが、どのように設定されたかという設定基準とともに、それらの具体値を教示願いたい。

(回答)

森林・林業基本計画においては、平成27年における木材の供給量の目標を23百万m³とし、その参考内訳として、水土保全林が16百万m³、森林と人との共生林が1百万m³、資源の循

環利用林が6百万m³としている。

これは、

- ① 水土保持林にあっては、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本として、(例えば土砂の流出又は崩壊の防止に特に留意して施業すべき針葉樹単層林等については、既存の立木を上層木として高齢級に移行させつつ抜き伐りを繰り返し、徐々に更新を図るなど)、
 - ② 森林と人との共生林にあっては、自然環境等の保全及び創出を基本として(例えば、優れた自然や景観を構成する森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図るなど)、
 - ③ 資源の循環利用林にあっては、効率的かつ安定的な木材の供給を基本として(例えば、成長量の高い針葉樹単層林等については、適切な保育及び間伐を基本として、単層状態の森林として育成管理するなど)、
- それぞれに区分にふさわしい森林の適正な整備及び保全の実施により、施業方法別に、必要な森林の面積、蓄積及び成長量が十分確保され、かつ安定的に推移する状況を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程として10年後の森林の状態及び木材の供給量を目標として示したものである。

(3) 現在の機能区分は、誰が何に基づき、どのように決定されたのか。その決定プロセスと併せて、教示願いたい。

(回答)

具体の地域指定という意味では、森林法に基づき、計画の策定者が、森林計画を策定する際に具体的な地域を定めた計画案を公告し、公衆の縦覧に供する(森林法第7条の2第4項及び第10条の5第5項)など、地域の意見を聴いて、重視すべき機能に応じて3つに区分しているものである。

(4) 現状では、木材生産が可能な森林が「森林と人との共生林」に区分されている場合や、逆に木材生産に資さない森林が資源の循環利用林に区分されている場合があるとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(回答)

本年6月の「中間取りまとめ」(案)に対する意見照会への回答においてもお示ししたとおり、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁している我が国においては、森林に対する期待は濃淡はあるものの、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の生産など極めて重層的であるため、これら実態に即し、重視すべき機能に応じて、一定のまとまりをもって森林を区分しているものであり、ご指摘のような森林が一部含まれる場合はあり得る。また、いずれの区分の森林であっても、望ましい森林の姿に向けた適正な森林整備を実施する過程で、間伐や択伐といった施業が必要であり、この結果として木材が生産されることはある。

(5) 水土保持林が全体の7割を占めているのは、水土保持林に区分された方が補助率が高いためであるとの指摘がある。補助率の良し悪しで区分されているなら、機能区分により機能を発揮させるといふ目的と実態が乖離していると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林の機能区分については、個々の森林の取り扱いについて自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備・保全を進めるため、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿を明らかにし、森林所有者はもとより地域住民等の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備及び保全を進めるため、3つの重視すべき機能に区分しているものである。

なお、水土保全林に区分されると補助率が高くなるこの事実は存在せず、ご指摘は、事実誤認である。

(6) そもそも、「資源の循環利用林」として適正に経営・管理・生産されていない山は、「水土保全林」、「森林と人との共生林」にも成り得ないとの指摘があるが、見解を伺いたい。

併せて、資源の循環利用林として適正に経営・管理・生産されていければ、その結果、自動的に水土保全林になり、また、資源の循環利用林として適正に管理して、レクリエーション機能等を付加すれば森林と人との共生林になるだけであるため、現在の機能区分は意味がないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

重視すべき機能に応じた森林の区分については、個々の森林の取り扱いについて自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備・保全を進めるため、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿を明らかにし、森林所有者はもとより地域住民等の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備及び保全を進める上での指針とするものとして、3つの重視すべき機能に区分しているものであって、森林の管理・経営・生産の現状から判断しているものではない。

なお、「資源の循環利用林」において求められる、木材生産・経営効率の最適化を目指す森林の取り扱いが、そのまま水源かん養、山地災害の防止機能の高度発揮を目的とする「水土保全林」や、森林生態系の保全・生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する「森林と人との共生林」における森林の取り扱いとはならないと考えている。

(7) 「資源の循環利用林」として適正に経営・管理・生産するからこそ、「水土保全林」、
「森林と人との共生林」になるのであり、施業放棄や、適正に管理されていない山が全国で散見される現状においては、まず、「資源の循環利用林」であるか否か、もしくは、「資源の循環利用林」に成り得る森林か否かを区分すべきと考える。

したがって、現在の機能区分は、林業経営に資する森林か否かを基準に区分し、林業経営に資する森林は、その経営・管理・生産の結果として公益的機能を発揮させ、林業経営に資さない森林（急傾斜、石が多すぎる森林等）は、国土保全としてそれに応じた保全・管理を図るべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

(6) でもお答えしたとおり、重視すべき機能に応じた森林の区分については、個々の森林の取り扱いについて自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備・保全を進めるため、重視すべき機能に応じた望ましい森林の姿を明らかにし、森林所有者はもとより地域住民等の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備及び保全を進める上での指針とするものとして、3つの重視すべき機能に区分しているものであって、森林の林業経営の可否の現状から判断しているものではない。

なお、林業経営に資する森林か否かの判断については、木材価格の動向や林内路網の整備状況により大きく変わるものであり、多面的機能が高度に発揮されることが第一義的な目的である森林の区分の基準としては不適切であると考えている。

(8) (7)の区分に際しては、市町村において、公聴会を開催するなど、森林現場の実態を熟知している森林所有者や林業経営者、林業事業体などの意見が反映され、併せて、市町村が森林所有者や林業経営者、林業事業体などの合意形成を得ることを前提に、森林資源のモニタリング調査結果や、必要に応じて専門家の意見を参考にして、森林の機能区分を選択できるよう、機能区分決定プロセスを見直すべきであると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

本年6月の「中間取りまとめ」(案)に対する意見照会への回答においてもお示ししたとおり、森林の区分毎の区域の基準を定める地域森林計画を都道府県知事が定めるにあたっては、公告縦覧に供するとともに、都道府県森林審議会及び関係町村長の意見を聴かなければならない(森林法第5条第1項～第3項)ほか、森林の区分毎の区域を定める市町村森林整備計画を市町村が樹立するにあたり、可能な限り幅広い意見を聴取するため、森林法の規定に基づき、公告・縦覧に供する(森林法第10条の5第5項)こととするなど、地域のニーズ等を踏まえ、地域の意見を反映することとしており、決定プロセス自体は整備されていると考えている。

さらに、国としても、市町村の実情に応じ、協議会の開催等により林業関係者の意見を聴取するよう努めるべきことを技術的助言として通知している。

3. 森林法制度と森林管理について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「森林・林業基本計画にあるとおり、森林の有する多面的機能の発揮を求め、かつ、持続可能な森林経営を実現していくためには、施策が適切に行われることが必要であることから、保安林制度はもとより、森林法制度に基づく制度のより一層的的確な運用を図るべきである」【平成20年度中措置】とされたが、現状の取り組み状況を教示願いたい。

(回答)

森林法に基づく制度のより一層的的確な運用を図るべく、例えば、伐採及び伐採後の造林の届出制度に関し、本年7月31日付けにて関係告示を改正し、伐採後の造林を確保するための措置を講じたところである。
今後とも、森林法制度に基づく制度のより一層的的確な運用に努めていく考えである。

(2) 現在の森林計画や保安林制度においては、それぞれの目的に応じた機能の発揮に向け、伐採等の行為規制や補助制度、税制上の優遇措置が講じられているにも関わらず、皆伐後の植林が行われない森林が近年急増している。このような現状は、計画・制度の機能不全を露呈していると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

本年6月の「中間取りまとめ」(案)に対する意見照会への回答においてもお示したとおり、皆伐後の植林が行われない森林が近年急増しているという統計は存在しない。なお、林野庁が都道府県を通じて造林未済地の現状を調べた結果では、平成14年度末で2万5千ha、平成17年度末で1万7千haと減少傾向にある。

しかしながら、造林未済地の発生については、森林の有する多面的機能の発揮の観点から問題であることから、森林計画制度の適正な運用等により、引き続きその解消を図っていく考えである。

(3) 欧州の林業国においては、伐採後の放置を「森林破壊」として位置付け、伐採後の更新を義務付けており、「森林破壊」をした者に対する罰則も設けるなど、持続的な林業経営に向けて、私権に制約を設けていることも少なくないが、我が国では私権の制限となることにより、所有者が嫌だと言えば、伐採制限、植栽義務を果たさなくてもいいとして、皆伐未植栽地を放置していることは適切でないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

昨年及び、本年6月の「中間取りまとめ」(案)に対する意見照会への回答においてもお示したとおり、我が国においても、森林法の規定により、保安林については、伐採の制限や植栽を義務づけるとともに、保安林以外の民有林についても、伐採の前に、市町村長への

採及び伐採後の造林の届出を義務付け、市町村長による施業の勧告、伐採方法の変更命令や造林命令が行えるよう措置しているところである。従って、ご指摘のような「所有者が嫌だと言えば、義務は果たさなくてよい」制度とはなっておらず、事実誤認である。ちなみに、造林未済地の解消を図るため、森林計画制度に基づく制度のより一層の確かな運用を図る必要があると認識し、そのための措置を講じているところである。

(4) 森林・林業基本計画にあるとおり、森林に公益的・多面的機能の発揮を求め、かつ、持続的な林業経営を実現していくためには、必要な管理や施業が適切に行われることが必要であり、私権の行使によつて、それが適切に行われない状況では、森林に公益的・多面的機能の発揮を求め、かつ、持続的な林業経営を実現することは困難であると考えますが、見解を伺いたい。

(回答)

(3)のとおり、森林法の規定により、保安林については、伐採の制限や、植栽を義務づけるとともに、保安林以外の民有林についても、伐採の前に、市町村長への伐採及び伐採後の造林の届出を義務付け、市町村長による施業の勧告、伐採方法の変更命令や造林命令が行えるよう措置するなど、森林の有する公益的機能の発揮及び持続的な森林経営の推進に努めているところである。

(5) 林業経営が持続可能なものとなり、その結果、森林が公益的・多面的機能を発揮するようにはしていくためには、森林を林業経営に資するか否かで区分し、林業経営に資する森林については、法制度に基づく管理・施業に関する義務（路網整備、植林、育林、間伐、皆伐に関するルール）を設定すると共にそのチェック機能を強化し、義務に反した場合はペナルティを課すようにすべきであると考えますが、見解を伺いたい。

また、林業経営に資さない森林についても同様に、国土保全としてルールを設定し、法制度に基づく義務とペナルティを課してチェック機能を強化するようにすべきと考えますが、見解を伺いたい。

(回答)

(3)(4)のとおり、森林法の規定により、保安林については、伐採の制限や、植栽を義務づけるとともに、保安林以外の民有林についても、伐採の前に、市町村長への伐採及び伐採後の造林の届出を義務付け、市町村長による施業の勧告、伐採方法の変更命令や造林命令が行えるよう措置し、森林の有する公益的機能の発揮及び持続的な森林経営を推進しているところである。

なお、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁している我が国においては、森林に対する期待は濃淡はあるものの、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の生産など極めて重量的であるため、林業経営の観点からのみの視点で森林を区分することは、森林の有する多面的機能の発揮の観点からは適切ではないと考えている。

4. 経営・管理・生産の適正性の確保について

(1) 森林の経営・管理・生産については、それが適正に行われているかのチェックが重要であり、海外では専門家がその監視の役割を果たしていると聞く。我が国においても、適正な経営・管理・生産を促すために、そのチェックを適正に行う能力を備える専門家の人材育成と、長期的に適正なチェックが担保されるシステムの確立を図るべきと考えますが、見解を伺いたい。

(回答)

将来的な森林づくりのため、森林所有者に対し間伐等の施業内容及びその事業収支を提示する等の能力を有する「森林施業プランナー」の育成に努めているところである。また、森林技術総合研修所において、幅広い知識及び技術を習得させるための研修を実施しているところである。

なお、森林法の規定に基づき、森林所有者等が森林施業計画を定めた場合にあつては、当該計画に則して森林の適切な施業が実施されるよう措置しているほか、それ以外の民有林にあつても、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認められる場合にあつては、市町村長により施業の勧告ができるよう措置されている。これらの取組については、今後も引き続き適切に対応してまいらる考へである。

(2) (1)のシステム確立にあつては、海外のように、適正な経営・管理・生産を行うことのできる技術者の育成と、その能力向上のための支援を積極的に行うことが必要であり、我が国でも早急に技術者の人材育成のためのシステム確立を図るべきと考へるが、見解を伺いたい。

(回答)

(1) のとおり。

5. 保安林制度について

(1) 保安林の指定・決定プロセスを教示願いたい。

(回答)

別紙のとおり。

(2) ①～⑯の指定基準及び科学的根拠を教示願いたい。

(回答)

①～⑯の指定基準は別添「保安林の指定・解除等の運用について」(平成16年4月1日15林整第2265号林野庁長官通知)のとおりであり、これに基づき、農林水産大臣又は都道府県知事が流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、自然的・社会的因子を調査した上で指定箇所の選定を行っている。

①～⑯の科学的根拠については、別添資料を参照願いたい。

(3) 同一地域、森林内で保安林指定を受けている森林所有者と受けていない所有者がいくらの指摘があるが、これについてどう考へるか、見解を伺いたい。

併せて、保安林指定が相当であるにもかかわらず、所有者の意向などにより保安林指定がされていない場合があることは、保安林が水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達するために指定されるものであることから考へて適切でないと思へるが、見解を伺いたい。

(回答)

保安林の指定については、保安林の指定目的の達成のため必要な森林について計画的に行つていくこととしている。具体的には農林水産大臣又は都道府県知事が自然的・社会的因子を調査した上で指定箇所の選定を行い、この結果に基づいて指定箇所ごとに行つている。なお、指定は財産権の制約を伴うことから必要最小限度の面積としてしている。また、特定の森林所有者に限って指定することは行っていない。

(4) 過去、台風等の影響を受けても、適正に経営・管理・生産している森林は被害が少なかつたが、適正に管理されていない森林は、保安林も含めて倒木等の被害を受けた事例があると聞く。そうであれば、適正な経営・管理・生産がなされていなければ保安林指定は意味がないと考へるが、保安林について、その経営管理状況を誰がどのようにチェックしているのか、教示願いたい。

(回答)

保安林については、都道府県が巡視等を行うとともに、特に立木の伐採等の行為については知事の許可制及び届出制とし、また伐採後に植栽の義務を課しているところであり、これらの措置を通じて、指定の目的の達成のため適切な管理に努めている。

(5) 保安林制度は、皆伐や間伐を抑制するための多くの措置がなされているが、現在のようにより、長伐期の間伐林業への転換を図っている状況においては、あまり意味のない措置も多く、逆に間伐を制限することにより、水源かん養能力を低下させている森林もあるとの指摘がある。
保安林制度については、現在の間伐林業への転換に併せて、科学的根拠に基づき、明確で実効的なものとなるよう、廃止も含めて抜本的な見直しを図るべきと考えますが、見解を伺いたい。

(回答)

保安林における行為制限については、多様かつ効率的な森林施業が保安林の機能の發揮に支障ない範囲で実施されるよう、平成14年に間伐率の限度等の基準について抜本的な見直しを行い、間伐を含め多様かつ効率的な森林整備の推進に努めているところである。

II 林業経営の体質強化、競争環境の整備について

1. 望ましい林業構造について

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「現在の森林・林業基本計画に基づき施策について、森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手を明確にし、それらが各々の役割に応じた方向性を見いだせるよう政策目標を明確化していくべきである。」【平成20年度措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

森林管理・経営の担い手と木材生産の担い手の連携により、間伐等の推進、国産材の安定供給体制の構築に資することができるよう、各地域において、主に森林組合を主体とする森林管理・経営の担い手とそれと連携して間伐等を実施する木材生産の担い手を現場レベルで明確化するよう、都道府県及び都道府県国産材安定供給協議会に対して依頼しているところである。

(2) (1)において「森林管理・経営の担い手」と「木材生産の担い手」というのは、具体的にどのような主体を想定しているか、教示願いたい。

(回答)

「森林管理・経営の担い手」としては、我が国私有林の約7割を占める森林組合員所有の森林を集約化し、その管理・経営の役割を担う森林組合が中心的な主体になると想定している。また、「木材生産の担い手」とは、「森林管理・経営の担い手」と連携して木材の生産部分を担う素材生産事業体(森林組合も含む)が想定される。

なお、地域の実態に応じてどちらか一方を担う場合もあるが、同一主体が両方を担う場合もあると想定される。

(3) (1)において、「森林管理・経営の担い手」と「木材生産の担い手」が、「各々の役割に応じた方向性を見いだせるよう」とあるが、具体的な役割を教示願いたい。

(回答)

「森林管理・経営の担い手」とは、森林の将来像を示すとともに、将来像に向けて必要な間伐等の施策の提案を通じて施策の集約化を促進し、木材生産の担い手と連携して(または、自らが木材生産の担い手となって)、森林所有者に利益を還元する形で森林施策を実施し、持続可能な森林経営を実現し地域経済に寄与する役割を担う。

他方、「木材生産の担い手」とは、作業路網の整備と高性能林業機械を活用した低コスト生産により自ら利益を確保するとともに、森林所有者にできるだけ多くの利益を還元できるように間伐等の施策を実施する役割を担う。その際、森林の公益的機能の発揮に十分留意して施策を実施するものとする。

- (4) 林業事業体においては、「森林管理・経営の担い手」と「木材生産の担い手」が一体となって、経営・管理・生産能力を発揮する事業体もいる。このような事業体からすれば、「森林管理・経営の担い手」と「木材生産の担い手」を分けることはあまり意味がないとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(回答)

御指摘のとおり、「森林管理・経営の担い手」と「木材生産の担い手」が一体となって、経営・管理・生産能力を発揮し、森林管理から木材生産までを効率的に行う事業体も存在する。そのような地域においては、わざわざ担い手を分けることは混乱を招くほか、現在の効率的な取組に水を差し、後退させることにもなりかねないため、担い手を分ける必要はないと考えている。

なお、「森林管理・経営の担い手」、「木材生産の担い手」のどちらか一方又は両方ともが存在しないような地域においては、周辺地域の担い手も考慮しつつ、それぞれの担い手を明確化するとともに、両者の連携を促すことが重要と考えている。